

健健発0426第1号
平成31年4月26日

各〔都道府県〕
〔保健所設置市〕 衛生主管部（局）長 殿
〔特別区〕

厚生労働省健康局健康課長
（公印省略）

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MR ワクチン）の流通については、「乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンの流通に係る対応について（協力依頼）」（平成31年2月19日付健健発0219第1号）（以下「別添通知」という。）のとおり、東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、愛知県、大阪府及び福岡県（以下「7都府県」という。）において、先天性風しん症候群（CRS）を防ぐ等の観点から、7都府県の過去の出荷実績の100%に加えて、80%を目安に第5期定期接種又は任意接種分として、2019年2月以降、当該市場に追加で出荷すること、7都府県以外の道府県に対しては、2019年2月から4月までの間は過去の出荷実績の100%に加えて、20%を目安に第5期定期接種又は任意接種分として、当該市場に追加で出荷すること等を求めています。

今般、別添通知1.において別途通知する予定としていた2019年5月以降のMRワクチンの供給量については、下記のとおりとしますので、関係者に周知の上、御協力いただくようお願いいたします。

また、別添通知の1.以外については、引き続き関係者に周知の上、連携して実施していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

記

MR ワクチンの供給量について

7都府県に対しては、MRワクチンの製造販売業者及び販売会社は7都府県の過去の出荷実績の100%※に加えて、100%を目安に第5期定期接種又は任意接種分として、2019年5月以降、当該市場に追加で出荷すること。

また、7都府県以外の道府県に対しては、2019年5月から7月までの間は過去の出荷実績の100%に加えて50%を、2019年8月以降は7都府県と同様に、過去の出荷実績の100%に加えて100%を目安に第5期定期接種又は任意接種分として、当該市場に追加で出荷すること。

※ 現在、MRワクチンの製造販売業者及び販売会社は、幼少期にあるものを対象にした風しん及び麻しんの定期接種（小児の定期接種）を円滑に実施できるよう、過去の出荷実績の100%を目安にMRワクチンを出荷する、いわゆる出荷調整を実施している。